

平成29年11月30日  
(照会先)  
リスク統括部  
リスク統括部長 遠藤 弘之  
(電話直通 03-6892-7744)  
経営企画部広報室  
広報室長 坂田 信喜  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

## 事務処理誤り等(平成29年10月分)について

平成29年10月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

## 事務処理誤り等（平成29年10月分）について

別添

### I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

### II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

#### 1 平成29年10月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成29年度に発生した事務処理誤りが41件、平成28年度が37件、平成27年度が17件、平成26年度が12件、平成25年度以前が194件、合計301件(市区町村において発生した8件、委託業者等が発生させた31件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な282件について、一覧で事象をお示ししています。

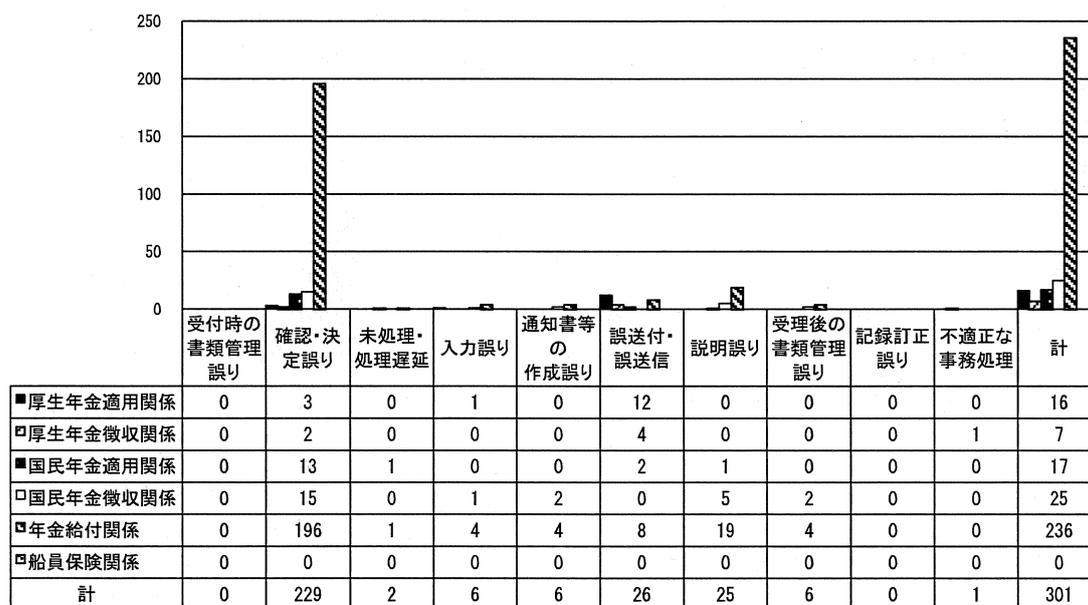
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
件数	161(1)	3	2	7	6	8(1)	7	12(1)	17(3)	37(12)	41(21)	301(39)
割合	53.5%	1.0%	0.7%	2.3%	2.0%	2.7%	2.3%	4.0%	5.6%	12.3%	13.6%	100.0%

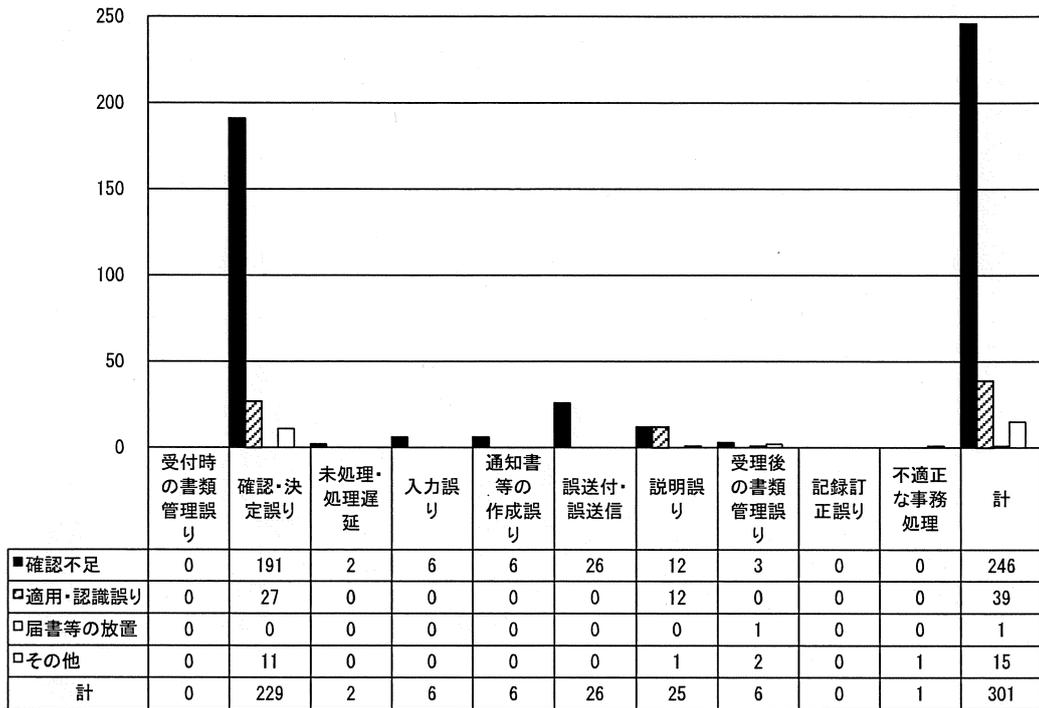
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

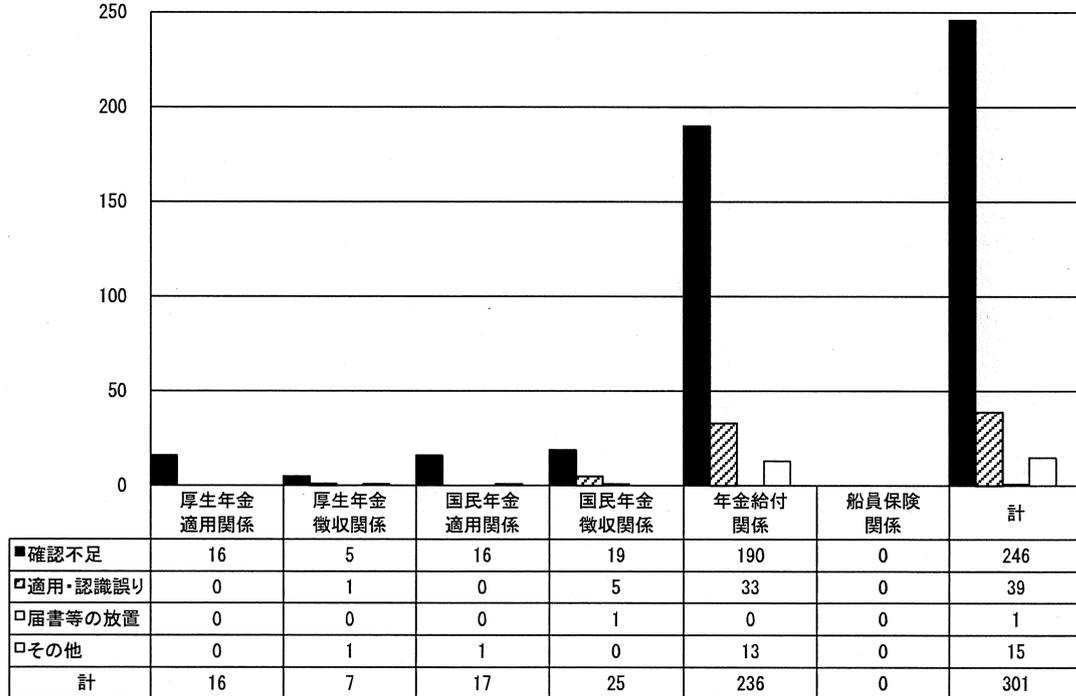
#### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



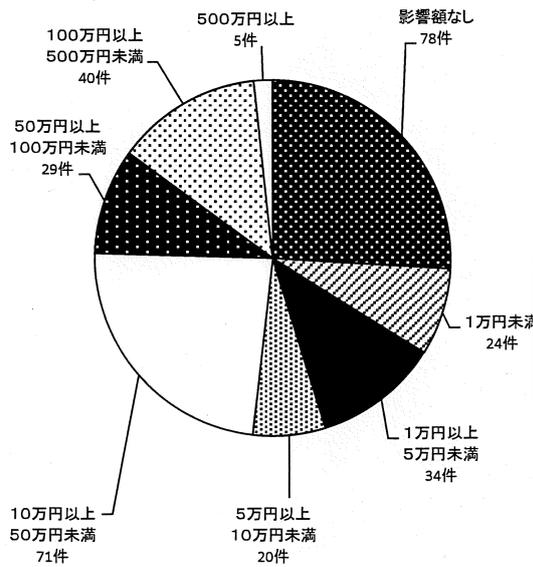
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

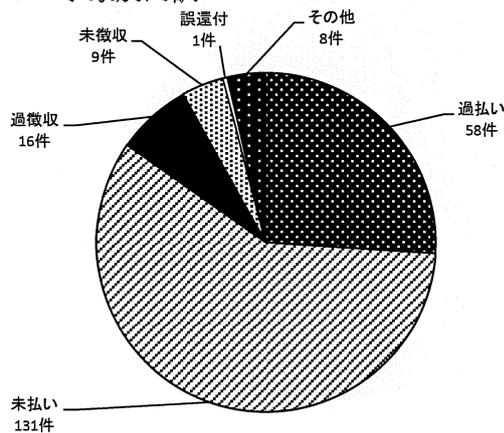


### 5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	計
影響額なし		15	5	9	11	38	0	78
1万円未満		0	1	2	4	17	0	24
1万円以上 5万円未満		0	0	1	5	28	0	34
5万円以上 10万円未満		0	0	0	0	20	0	20
10万円以上 50万円未満		1	1	3	3	63	0	71
50万円以上 100万円未満		0	0	2	2	25	0	29
100万円以上 500万円未満		0	0	0	0	40	0	40
500万円以上		0	0	0	0	5	0	5
計		16	7	17	25	236	0	301

### 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	58件	41,355,437	713,024
未払い	131件	115,841,578	884,286
過徴収	16件	3,116,763	194,797
未徴収	9件	777,840	86,426
誤還付	1件	5,750	5,750
その他	8件	6,073,816	759,227
計	223件	167,171,184	749,646

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

未徴収と過払い	1件	274,422
過徴収と未払い	3件	366,677
未払いと過払い	4件	5,432,717

### 7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	220件	73.1%
外部	81件	26.9%
計	301件	100.0%

## 8 システム事故

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2016年10月1日	年金振込通知書の年金支払額欄表示誤り	6名	なし	0
2017年1月4日	源泉徴収票の年金種別表示誤り	10名	なし	0
2015年10月1日	在職支給停止額の算出誤りによる年金額誤り	6名	未払い	5,362
2017年6月2日	年金請求書の送付漏れ	22名	なし	0

### Ⅲ 振替加算に係る対応状況

振替加算の加算漏れとして平成29年9月13日に公表した105,963人の11月末時点における対応状況は以下のとおりです。

- ・支払いが完了した者                   101,685人 (572億円)
- ・支払いが完了していない者           4,278人 (※)

※支払いが完了していない者は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられていて振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認が出来次第順次お支払いを行ってまいります。

## ○日本年金機構の平成29年10月分の事務処理誤り一覧(1～32ページ)

1. 厚生年金適用関係 .....	1P	整理番号 1～15
2. 厚生年金徴収関係 .....	3P	整理番号 16～22
3. 国民年金適用関係 .....	4P	整理番号 23～37
4. 国民年金徴収関係 .....	6P	整理番号 38～58
5. 年金給付関係 .....	9P	整理番号 59～282

## ○システム事故等一覧(33ページ)

# 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2017年 4月24日	2017年 4月28日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の審査時に確認が不足し、誤った事業所整理記号で処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	なし	0
2		入力誤り	愛媛	新居浜	1997年 9月26日	2017年 8月4日	○お客様から問合せがあり、資格取得届について居住地を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
3	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	青森	事務センター	2014年 6月6日	2016年 7月29日	○年金事務所から連絡があり、退職再雇用の処理を行う際に、資格喪失日以降に支払いのあった賞与について再取得後の記録への登録処理を漏らしたため、保険料が未徴収となり、年金に過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	274,422
4	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2017年 6月23日	2017年 6月28日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が算定基礎届を送付する際に確認が不足し、本来は受託している社会保険労務士に送付すべきところ、誤って事業所に送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。なお、個人情報の漏洩はありませんでした。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、別送手順を徹底するよう指導しました。	1,299 事業所	なし	0
5	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	群馬	高崎広域 事務センター	2017年 7月24日	2017年 7月25日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の賞与支払届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した賞与支払届を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0
6			福岡	福岡広域 事務センター	2016年 6月8日	2016年 6月10日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所及び社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	54事業所	なし	0
7			埼玉	事務センター	2016年 5月12日	2016年 5月25日	○お客様から問合せがあり、健康保険被保険者資格証明書交付申請書を返戻する際に確認が不足し、誤って別人の申請書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険被保険者資格証明書交付申請書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
8	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	青森	事務センター	2017年 6月9日	2017年 6月13日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の健康保険被扶養者(異動)届(副)を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険被扶養者(異動)届(副)を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
9	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	名古屋広域事務センター	2017年 8月7日	2017年 8月16日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 2名	なし	0
10			愛知	名古屋広域事務センター	2017年 8月15日	2017年 8月17日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0
11			愛知	名古屋広域事務センター	2017年 8月18日	2017年 8月21日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 2名	なし	0
12			京都	事務センター	2017年 8月16日	2017年 9月8日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が別送対象事業所を取り違え、他の事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、別送する際の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所 5名	なし	0
13			愛知	名古屋広域事務センター	2017年 5月16日	2017年 5月18日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の年金手帳を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、宛先の確認及び封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 8名	なし	0
14			宮城	仙台広域事務センター	2016年 7月4日	2016年 7月11日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が別送対象事業所を取り違え、他の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者標準賞与額決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険厚生年金保険被保険者標準賞与額決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、別送する際の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0
15			厚生年金適用関係通知書等の交付誤り	誤送付・誤送信	大阪	天満	2006年 6月2日	2016年 6月14日	○お客様から問合せがあり、年金手帳再交付申請時に本人確認が不足し、他のお客様の年金手帳を交付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金手帳を回収し、正しい年金手帳を送付しました。 ●担当部署において、年金手帳再交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名

## 2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
16	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	北海道	帯広	2017年 5月19日	2017年 5月22日	○担当部署で収納処理を行ったところ、窓口で保険料を徴収する際の確認不足により、納入告知日前である保険料の納付書を作成し、徴収していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、保険料徴収時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	102,905
17			香川	高松西	2013年 11月28日	2016年 10月31日	○本部から連絡があり、保険料充当処理時に確認が不足し、時効が完成している期間に保険料の充当処理を行っていたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、保険料充当処理時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	503
18	厚生年金徴収関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	千代田	2017年 8月22日	2017年 8月24日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の増減内訳書の写しを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した増減内訳書の写しを回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
19			香川	高松広域 事務センター	2017年 4月20日	2017年 4月24日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の保険料納入告知額・領収済額通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した保険料納入告知額・領収済額通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
20			千葉	千葉	2017年 7月7日	2017年 8月28日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の債務承認書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した債務承認書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
21			佐賀	佐賀	2016年 5月30日	2016年 5月31日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の債務承認書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した債務承認書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
22	厚生年金徴収関係通知書等の管理誤り	不適正な事務処理	大阪	大阪広域 事務センター	2017年 11月20日	2017年 11月20日	○保険料納入告知額・領収済通知書の作成・送付を行う委託業者において、書類を運搬する際に1事業所分の書類が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料納入告知額・領収済通知書を再作成の上お渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、書類運搬時の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
23	国民年金資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋西	1996年 3月5日	2016年 6月28日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、国民年金資格喪失届を処理する際に、誤った喪失日で処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格喪失日の入力時における確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
24	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	渋谷	2013年 7月30日	2014年 6月6日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、担当者の確認不足により、国民年金高齢任意加入に該当しないにもかかわらず任意加入申出書を受付し、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書を受付する際はチェックシートを使用し、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	164,060
25			富山	魚津	2007年 10月16日	2017年 4月28日	○お客様から問合せがあり、海外転出の際の確認不足により、国民年金任意加入であるべき期間が強制加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、窓口で資格取得届を受理する際は、住民票の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
26			福井	福井	1991年 7月1日	2017年 2月13日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、国民年金任意加入であるべき期間が強制加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい資格記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、種別変更時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
27			群馬	太田	1965年 3月頃	2017年 7月10日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、国民年金任意加入であるべき期間が強制加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい資格記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、種別変更時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
28			東京	目黒	1984年 6月20日	2016年 2月15日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、海外居住者で住民票を異動していない方について、強制加入期間であるべき期間が国民年金任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい資格記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転出者の国民年金任意加入申出書を受付する際は住民票の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
29			北海道	砂川	2012年 3月5日	2017年 6月6日	○担当部署で年金記録を確認したところ、国民年金任意加入申出書について、合算対象期間の確認が不足し、誤った資格喪失年月日を登録したため、保険料の過徴収及び年金の未払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料は還付し、正しい金額での年金をお支払いしました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	307,418
30			神奈川	藤沢	2012年 7月9日	2016年 8月26日	○担当部署で年金記録を確認したところ、担当者の確認不足により、国民年金任意加入申出書を処理する際に、資格喪失予定年月日の登録を誤ったため、前納が出来ず、割引のない保険料の納付が必要となったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,030

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
31	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	青梅	2014年 8月18日	2017年 7月13日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、担当者の確認不足により、国民年金任意加入に該当しないにもかかわらず任意加入申出書を受付し保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書を受付する際はチェックシートを使用し、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	531,460
32		説明誤り	大分	日田	2011年 8月10日	2016年 8月12日	○お客様から問合せがあり、担当者の説明不足により、国民年金任意加入申出書の提出が遅れ、老齢年金の受給権が65歳時点で発生しないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい金額での年金をお支払いしました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書受付時に、受給権発生についての説明を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	190,924
33	第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	東京	中央	2014年 1月28日	2015年 4月2日	○他の年金事務所から連絡があり、担当者の確認不足により、誤った基礎年金番号で第3号被保険者該当届の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
34	国民年金住所変更届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2017年 1月26日	2017年 4月24日	○お客様から問合せがあり、市町村が誤った基礎年金番号で被保険者住所変更届を提出し、機構において処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、本人確認を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0
35	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	秋田	秋田	2002年 12月9日	2017年 5月8日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格記録の訂正時に誤った処理を行ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、資格記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	5,750
36	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	渋谷	2015年 10月31日	2015年 11月4日	○お客様から問合せがあり、事業所整理記号の確認不足により、他のお客様の国民年金第3号被保険者資格取得届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金第3号被保険者資格取得届を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、届書処理時の事業所整理記号の確認と、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	なし	0
37			愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 7月7日	2017年 7月11日	○お客様から問合せがあり、担当者による封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の国民年金第3号被保険者資格取得届が誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金第3号被保険者資格取得届を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	4名	なし	0

#### 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
38	付加保険料の特例納付申込書の誤り	確認・決定誤り	千葉	幕張	2016年 6月6日	2016年 6月27日	○お客様から問合せがあり、付加保険料の特例納付申込書について、期限経過後に案内を行ったため、付加納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。当該期間にかかる付加保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、付加保険料の特例納付申込書を案内する際は、付加納付期限の確認を徹底するよう周知しました。	9名	未徴収	7,200
39			佐賀	佐賀	2011年 6月30日	2016年 9月7日	○お客様から問合せがあり、担当者の確認不足により、付加保険料の非該当の処理をする際、誤った非該当理由で処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、付加保険料の非該当の入力時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
40	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	東京	港	2016年 5月18日	2017年 5月12日	○お客様から問合せがあり、担当者の確認不足により、国民年金追納保険料納付書の再発行依頼があったにもかかわらず、納付書を交付していない期間があり、追納可能期限までに納付できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、追納保険料としてお支払いいただきました。 ●担当部署において、追納可能期限と納付書再発行依頼時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,280
41			愛知	名古屋広域事務センター	2017年 2月21日	2017年 4月25日	○担当部署で確認したところ、担当者による追納可能期間の確認不足により、納付書が発送されていない期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、追納納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	30,000
42		説明誤り	和歌山	和歌山東	2015年 11月26日	2015年 12月10日	○市町村から連絡があり、市町村で受付した追納申込書について、追納期限が間近であるにもかかわらず年金機構への回付が遅延したため、追納期限が経過し追納できなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、追納納付書を送付しました。 ●市町村に対して、追納制度の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,880
43	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	愛知	中村	2014年 4月22日	2015年 4月20日	○お客様から問合せがあり、担当者の確認不足により誤った使用期限で後納納付書を作成したため、本来の使用期限までに保険料が納付できていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納期限の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	687,880
44			奈良	大和高田	2014年 11月2日	2016年 11月29日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、担当者による合算対象期間の確認不足により、誤った受給資格期間で国民年金後納保険料納付申込書の案内を行ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、後納納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	133,140
45			秋田	秋田	2014年 7月3日	2017年 4月24日	○お客様から問合せがあり、担当者の確認不足により、誤った受給資格期間で後納の案内を行ったため、後納保険料を納付できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、後納納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,860

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
46	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	本部	北海道地域部	2015年10月頃	2016年7月25日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除申請について、市町村より提供された所得情報に誤りがあり、正しい免除審査を行えなかったことが判明しました。 ●市町村からお客様にお詫びの文書を送付し、正しい所得情報で再度審査を行いました。 ●市町村に対して、正しい所得情報を提供するよう依頼しました。	971名	なし	0
47		説明誤り	神奈川	厚木	2014年9月頃	2017年4月6日	○お客様から問合せがあり、市町村の説明誤りにより、誤った免除区分で国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、正しい免除区分での承認通知書を送付しました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについて確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
48	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	説明誤り	滋賀	彦根	2011年10月11日	2016年10月14日	○お客様から問合せがあり、担当者の確認不足により、法定免除の案内が漏れ、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	637,720
49	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	受理後の書類管理誤り	群馬	高崎広域事務センター	2017年6月7日	2017年6月13日	○担当部署において届書の進捗状況を確認したところ、委託業者において国民年金保険料学生納付特例申請書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料学生納付特例申請書を再度提出していただき処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
50	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2017年3月7日	2017年5月10日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料口座振替(変更)申出書の処理時に、口座名義人の入力を誤ったため、2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	378,320
51		説明誤り	兵庫	西宮	2016年3月頃	2016年8月3日	○お客様から問合せがあり、市町村が誤った国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の提出方法を案内したため、2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●市町村に対して、口座振替申出書の事務処理手順の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	過徴収	9,380
52	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	渋谷	2015年3月20日	2015年3月31日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、担当者の確認不足により、処理期限に間に合わず、クレジットカードによる1年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、クレジットカード納付(変更)申出書にかかる1年前納の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	183,760
53	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2017年4月11日	2017年4月12日	○お客様から問合せがあり、委託業者の確認不足により、国民年金保険料納付案内書等が未封緘状態で送付されていることが判明しました。 ●担当者がお客様へお詫びしました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
54	国民年金特定保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2015年 5月22日	2017年 8月28日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、本来受付できないお客様に対して国民年金特定保険料納付申込書を受付していることにより、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料は還付しました。 ●担当部署において、国民年金特定保険料納付申込書の受付時における資格記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	30,860
55	国民年金保険料差押における延滞金算定誤り	確認・決定誤り	東京	府中	2014年 8月8日	2014年 9月24日	○本部から連絡があり、担当者の確認不足により、連帯納付義務者に対して差押を執行する際、延滞金の計算を誤っていたため、延滞金が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、差押時の延滞金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,900
56	国民年金徴収関係届書の誤り	確認・決定誤り	山形	鶴岡	2007年 7月31日	2016年 6月21日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、担当者の確認不足により、本来国民年金に加入しなくてよい期間について、国民年金加入期間として免除申請を受付し、審査処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の国民年金加入要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
57	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	高知	幡多	2017年 8月17日	2017年 8月25日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・猶予申請書の勸奨について、誤った申請年度が記載された申請書を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書及び正しい申請年度の申請書を送付しました。 ●担当部署において、申請書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	351名	なし	0
58	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	大阪	吹田	2016年 11月頃	2017年 2月20日	○担当部署において市町村に届書の進捗を確認したところ、国民年金免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度届書を提出していただきました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0

## 5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
59	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台南	1982年 8月頃	2014年 7月9日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	144,353
60			東京	江戸川	1986年 12月25日	2016年 2月3日		1名	未払い	1,110,002
61			千葉	松戸	1981年 12月頃	2015年 10月19日		1名	未払い	449,480
62			宮城	仙台南	1987年 6月1日	2014年 6月10日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
63			神奈川	横浜西	1973年 7月1日	2016年 3月25日		○未支給年金請求時の記録確認により、通算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
64			千葉	千葉	1982年 4月1日	2016年 11月30日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金の受給要件の確認不足から、受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	147,396
65			神奈川	平塚	1985年 2月21日	2016年 12月27日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	605,307
66			北海道	釧路	1988年 3月頃	2016年 3月22日		1名	未払い	280,966
67			茨城	日立	1981年 4月20日	2016年 5月2日		1名	未払い	1,473,380
68			神奈川	平塚	1989年 5月20日	2017年 3月31日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
69	徳島	徳島南	1999年 2月18日	2016年 8月15日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、老齢厚生年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0		
70	滋賀	事務センター	2015年 4月2日	2017年 3月17日	○共済組合から連絡があり、合算対象期間の確認不足により、老齢厚生年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,788		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
71	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	1998年 4月頃	2015年 2月5日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い、旧厚生年金保険法の老齢年金を新規裁定すべきところ、受給要件の確認不足から旧厚生年金保険法の通算老齢年金を再裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	316,947
72			茨城	事務センター	2016年 3月10日	2016年 7月8日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の請求があった場合は共済組合が支給する年金も合わせてお支払いすることとなるため、老齢年金の請求が行われたことについて共済組合へ連絡すべきところ、共済組合への連絡を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合への連絡を行い、共済組合において老齢年金の決定が行われました。 ●担当部署において、老齢年金請求時に共済組合期間がある場合の共済組合への連絡を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
73			大阪	東大阪	1976年 5月頃	2015年 8月26日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い、通算老齢年金の決定を取消し、老齢年金を決定すべきところ、誤って通算老齢年金を再裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。通算老齢年金の決定を取消し、老齢年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録判明時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,632,283
74			青森	八戸	1984年 7月20日	2015年 3月6日	○機構本部から連絡があり、確認不足から通算老齢年金の失権年月日を誤ったため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	336,569
75			福岡	大牟田	1985年 11月21日	2017年 1月12日	○事務センターから連絡があり、先に決定していた障害年金に登録されていた厚生年金被保険者記録の一部について後に決定した老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	62,909
76			長崎	佐世保	1999年 2月4日	2016年 1月5日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、受給資格があるにもかかわらず、老齢基礎年金のみを決定し老齢厚生年金の決定をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	398,621
77			滋賀	事務センター	2010年 1月4日	2017年 3月2日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、受給資格があるにもかかわらず、老齢基礎年金のみを決定し老齢厚生年金の決定をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	769,183
78			東京	葛飾	1974年 8月12日	2016年 12月28日	○お客様から問合せがあり、旧国民年金法の老齢年金について生年月日を誤り年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金額に未払いまたは過払いは生じませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
79	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	愛知	大曽根	1986年 9月20日	2014年 5月20日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の退職改定処理において、受給権発生後の被保険者期間の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	18,479	
80			兵庫	西宮	1980年 1月頃	2016年 2月12日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の退職改定処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	57,550	
81			神奈川	横浜西	1986年 12月16日	2016年 6月14日	○担当部署において確認したところ、老齢年金の退職改定処理において、受給権発生後の被保険者期間の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	140,756	
82			宮城	仙台南	1986年 11月20日	2014年 5月27日	●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	2,663,904	
83			東京	大田	1980年 11月27日	2016年 1月18日	○機構本部から連絡があり、70歳到達による厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	269,532	
84			愛知	笠寺	1978年 6月10日	2016年 4月26日	●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	212,000	
85			本部	障害年金センター	2013年 8月6日	2017年 7月18日	○担当部署において確認したところ、提出のあった老齢厚生年金の障害者特例請求書について確認不足から誤って処理不要としたため、障害者特例該当の処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	889,635	
86			説明誤り	高知	南国	2012年 6月11日	2014年 11月10日	○お客様から問合せがあり、障害年金受給中であることから老齢年金の障害者特例の適用を請求できるにもかかわらず、障害者特例の請求ができることを説明していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害者特例の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害者特例の要件についての確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	730,001
87			説明誤り	神奈川	港北	2014年 8月15日	2017年 5月10日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に年金記録の確認不足から、老齢年金の受給資格があるにもかかわらず年金請求の案内を漏らし請求書を受付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,440,221

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)			
88	老齢年金の第四種被 保険者期間の誤り	確認・決定誤り	山形	山形	2000年 3月9日	2016年 12月5日	○遺族年金請求時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	125,890			
89			岩手	花巻	2005年 6月16日	2016年 7月5日		1名	過徴収	61,693			
90			愛媛	宇和島	2004年 1月8日	2017年 3月23日		1名	過払い	24,932			
91			静岡	浜松東	1981年 10月1日	2016年 7月4日		1名	その他	28,729			
92			岩手	花巻	2003年 8月21日	2016年 7月25日		1名	過徴収	162,027			
93			宮城	仙台東	1989年 9月頃	2015年 7月15日		○機構本部から連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	612,990		
94			岩手	花巻	1989年 7月27日	2014年 10月7日			1名	過払い	10,170		
95			青森	八戸	1995年 11月2日	2016年 9月2日			1名	過払い	32,383		
96					静岡	静岡		1988年 7月1日	2016年 11月28日	○機構本部から連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	62,325
97			老齢年金の戦時加算 の誤り	確認・決定誤り	大分	佐伯		1986年 2月19日	2017年 3月3日	○遺族年金請求時の記録確認により、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,312,751
98	神奈川	横浜西			1985年 3月1日	2017年 3月3日	1名	未払い	1,123,167				

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
99	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	鶴見	1985年 4月頃	2016年 9月30日	○遺族年金請求時の記録確認により、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,928,297
100			埼玉県	浦和	1982年 2月10日	2016年 3月8日	○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	753,447
101			神奈川県	横浜西	1977年 1月16日	2015年 2月27日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	593,489
102			東京都	武蔵野	1984年 4月11日	2014年 4月2日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	2,790,244
103	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	愛媛県	松山西	1989年 4月6日	2017年 1月30日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	572,266
104			愛知県	大曾根	1986年 6月19日	2016年 6月14日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,808,437
105			青森県	八戸	2005年 3月17日	2016年 8月30日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,612,860
106			東京都	八王子	1997年 1月7日	2016年 5月24日	○未支給年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,360,144
107			茨城県	事務センター	2016年 2月10日	2016年 3月8日	○共済組合から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,706
108			茨城県	事務センター	2016年 2月18日	2016年 4月7日	○共済組合から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	10,948
109			東京都	本部	中央年金センター	2006年 1月5日	2016年 4月26日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
110	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	1991年 3月9日	2014年 11月27日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認し、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	3,433,824
111			神奈川	小田原	2005年 6月9日	2014年 10月20日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,819,933
112			東京	新宿	2001年 5月2日	2016年 12月28日	○年金事務所から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	365,035
113			本部	中央年金センター	2009年 10月15日	2016年 8月2日	○担当部署において確認したところ、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、旧農林共済組合期間の登録を漏らして老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	46,903
114			本部	中央年金センター	2006年 3月23日	2016年 6月28日	○担当部署において確認したところ、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、旧農林共済組合期間の登録を漏らして老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	573,198
115			宮城	仙台南	1989年 5月18日	2014年 7月11日	○事務センターから連絡があり、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,010,016
116			鹿児島	鹿児島北	1987年 8月27日	2016年 3月10日	○遺族年金請求時の記録確認により、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,116,887
117			東京	中野	2004年 3月25日	2017年 5月22日	○未支給年金請求時の記録確認により、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,474,606
118			宮城	仙台南	1989年 12月7日	2014年 7月11日	○事務センターから連絡があり、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	44,767

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
119	高齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	室蘭	2003年 12月24日	2016年 10月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	70,204
120			北海道	室蘭	1995年 3月20日	2016年 8月24日	○事務センターから連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	456,499
121			東京	武蔵野	1985年 6月20日	2014年 7月16日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	3名	未払い	3,781,386
122			神奈川	横浜西	1977年 8月5日	2016年 3月22日	○担当部署において確認したところ、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,858
123			長崎	佐世保	1997年 7月31日	2016年 5月20日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	7名	過払い	668,211
124			広島	福山	1998年 6月14日	2016年 5月13日		1名	過払い	102,897
125			大阪	貝塚	1998年 6月11日	2016年 3月3日		5名	過払い	625,202
126			東京	杉並	2009年 2月5日	2016年 5月31日		3名	過払い	202,809
127			栃木	大田原	2004年 3月11日	2016年 3月7日		○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い
128			山形	寒河江	2004年 4月9日	2016年 5月12日	1名	過払い	105,807	
129			富山	砺波	1998年 10月29日	2016年 4月12日	1名	過払い	80,001	
130			富山	高岡	1997年 8月28日	2016年 2月19日	4名	過払い	337,100	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
131	高齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	奈良	奈良	2001年 9月13日	2016年 2月3日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく高齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	155,250	
132			東京	新宿	1983年 3月30日	2015年 1月15日	○機構本部から連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく高齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	163,778	
133			東京	板橋	1982年 9月29日	2016年 7月20日	○担当部署において確認したところ、本来任意加入期間となるべき期間が強制加入期間として扱われ、保険料免除期間として登録されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	517,684	
134			東京	中野	1984年 3月頃	2016年 12月28日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の判明に伴い国民年金の被保険者記録を訂正する必要があったにもかかわらず、訂正が行われなかったため正しい年金の支払となっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	42,863	
135			高知	南国	1961年 4月1日	2014年 12月5日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金被保険者記録があるにもかかわらず高齢基礎年金を決定せず、高齢厚生年金のみを決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	297,214	
136			福岡	直方	2008年 4月24日	2016年 4月25日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除となった場合は免除申請の翌月から年金額を改定すべきところ、受給権発生時に遡及して年金額を改定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、返納いただく年金はありませんでした。 ●担当部署において、年金決定後に免除期間が承認された場合の扱いを再確認しました。	1名	なし	0	
137			北海道	北見	1997年 9月頃	2017年 2月21日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で高齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	3名	過払い	286,900	
138			福岡	東福岡	2011年 9月25日	2016年 3月25日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で高齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	27,843	
139			愛知	瀬戸	1997年 8月21日	2016年 3月18日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で高齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	205,850	
140			富山	魚津	1997年 4月17日	2016年 4月28日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で高齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	25,515	
141			茨城	下館	1998年 9月23日	2016年 6月1日					
142			山形	新庄	1999年 2月10日	2016年 2月19日					

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
143	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	兵庫	姫路	1996年 1月9日	2016年 3月14日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	4名	過払い	267,128	
144			栃木	宇都宮東	1998年 9月17日	2016年 4月28日		2名	過払い	206,001	
145			石川	金沢北	1996年 10月17日	2016年 4月15日		5名	過払い	390,498	
146			石川	七尾	1997年 8月5日	2016年 3月1日		1名	過払い	140,555	
147			秋田	鷹巣	1998年 4月30日	2016年 2月23日		3名	過払い	216,240	
148			千葉	松戸	1996年 12月12日	2016年 2月19日		4名	過払い	216,038	
149			福岡	大牟田	2004年 1月22日	2016年 3月17日		4名	過払い	340,004	
150			京都	上京	1998年 3月18日	2016年 5月12日		1名	過払い	109,168	
151					徳島	徳島南		1981年 3月5日	2016年 4月11日	○機構本部から連絡があり、基金が代行返上されている期間の厚生年金被保険者記録が代行返上されておらず、正しい年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、代行返上にかかる基金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名
152	配偶者の年金支給状 況の確認誤り	確認・決定誤り	新潟	新潟西	1993年 12月22日	2015年 12月4日	○年金相談時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	912,867	
153			東京	品川	1995年 9月28日	2017年 2月24日		○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,002,123
154			大阪	吹田	2012年 1月21日	2016年 9月13日		○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、配偶者状態の登録を誤ったことにより、振替加算の加算開始日を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いは発生しませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
155	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	大阪	堺西	1994年 3月24日	2016年 3月10日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、配偶者状態の登録を誤ったことにより、振替加算の加算開始日を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いは発生しませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
156			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 8月10日	2017年 5月25日	○年金事務所から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	49,839
157	在職時の年金の支払額の誤り	確認・決定誤り	千葉	佐原	1987年 9月23日	2015年 5月26日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	111,072
158			東京	武蔵野	1989年 6月5日	2015年 3月5日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	1,225,638
159	在職時の年金の支給停止の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	1981年 6月5日	2015年 9月17日	○機構本部から連絡があり、資格取得時の確認不足から本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	80,483
160			東京	武蔵野	1983年 6月23日	2015年 8月21日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	840,342
161	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2017年 5月11日	2017年 7月6日	○お客様から問合せがあり、繰上げ請求書について誤って他のお客様の年金の繰上げ請求として処理を行っていたことからお客様の年金が繰上げ支給とならなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰上げ請求決定時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	189,239
162			愛媛	松山東	2016年 10月13日	2016年 12月15日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢年金を70歳から受給することを希望しているにもかかわらず、委託社会保険労務士が年金請求書の案内を誤ったことから、70歳到達前の繰下げ請求の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	82,316

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
163	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	2017年 1月20日	2017年 5月1日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢年金を受給することを希望しているにもかかわらず、65歳から受給するための年金請求書を受付し老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げ請求時に受付する書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,247,358
164			宮城	仙台広域 事務センター	2017年 3月31日	2017年 5月15日	○年金相談時の記録確認により、繰下げ請求の老齢年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳からの老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、繰下げ請求決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	210,655
165		説明誤り	青森	青森	2010年 11月1日	2015年 12月24日	○お客様から問合せがあり、確認不足から年金見込額の試算を誤り、一部繰上げ請求の年金を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に正しい年金見込額を案内したところ、一部繰上げ請求の取消を希望されたことから、訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	488,878
166			香川	善通寺	2016年 11月29日	2017年 4月3日	○お客様から問合せがあり、雇用保険の基本手当を受給している間は繰上げた老齢厚生年金が支給停止となることを説明せずに、繰上げ請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明を行いました。繰上げ請求の年金を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、雇用保険の基本手当を受給している方が繰上げ請求した場合の影響についての確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	262,165
167			大阪	貝塚	2012年 9月13日	2016年 12月9日	○お客様から問合せがあり、お客様は60歳から老齢基礎年金の繰上げ請求を希望していたため、一部繰上げ請求を案内すべきところ、委託社会保険労務士がお客様にとって不利となる全部繰上げ請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会より、委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	未払い	8,000
168	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	直方	1987年 9月頃	2016年 11月24日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り通算遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	136,417
169			神奈川	横須賀	1995年 3月9日	2016年 11月25日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,008,932
170			三重	伊勢	2005年 8月17日	2016年 5月20日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	642,590
171			三重	尾鷲	1995年 11月2日	2015年 5月14日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	362,653
172			神奈川	横浜西	2006年 4月29日	2015年 2月27日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	81,581

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
173	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2014年 3月20日	2015年 12月9日	○機構本部から連絡があり、本来寡婦加算の加算は行われないにもかかわらず、年金記録の確認不足から誤って寡婦加算を加算した遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,445,202
174			東京	武蔵野	2005年 1月13日	2016年 8月3日	○年金相談センターから連絡があり、遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、短期要件の遺族共済年金を受給している場合は長期要件の遺族厚生年金が不支給となること、誤って遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、遺族厚生年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,335,072
175			宮城	仙台東	2005年 6月16日	2015年 7月15日	○機構本部から連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	57,465
176			東京	中野	1988年 3月頃	2016年 8月23日	○遺族年金請求時の記録確認により、加入期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	268,031
177			岩手	花巻	1998年 4月10日	2016年 5月27日	○年金相談時の記録確認により、受給要件の確認不足から、遺族厚生年金の受給要件を満たしているにもかかわらず、満たしていないものと取扱ったため、遺族基礎年金のみが決定されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,869,831
178			茨城	事務センター	2016年 6月10日	2016年 10月26日	○共済組合から連絡があり、本来共済組合が支給する遺族年金に加算すべき寡婦加算を誤って加算していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	253,236
179			本部	中央年金センター	2006年 10月頃	2017年 6月1日	○担当部署において確認したところ、子へ支給する遺族基礎年金について子が複数名いるにもかかわらず年金額の加算が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	2名	未払い	622,998
180			障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	兵庫	加古川	2006年 8月17日	2016年 7月6日	○機構本部から連絡があり、障害年金の審査時の確認不足により、障害基礎年金及び障害厚生年金を決定すべきところ障害基礎年金のみを決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
181	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2017年 6月28日	2017年 7月21日	○担当部署において確認したところ、機構本部へ進達すべき障害状態確認届について確認不足から進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ障害状態確認届を進達し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	4名	未払い	556,916
182			本部	障害年金センター	2013年 11月28日	2016年 11月28日	○年金事務所から連絡があり、障害年金の審査時の確認不足により、障害認定結果の登録が誤っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書及び診断書を送付しました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
183			本部	障害年金センター	2010年 9月30日	2017年 7月27日	○年金事務所から連絡があり、障害年金決定時の確認不足により、障害共済年金2級とともに障害基礎年金もあわせて決定すべきところ、障害基礎年金の決定が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害基礎年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,070,661
184	年金の支払額や支払時期等の誤り	説明誤り	広島	三次	2017年 2月6日	2017年 4月7日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に納付要件の確認不足から、本来請求できない障害厚生年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
185		確認・決定誤り	東京	江東	2017年 6月5日	2017年 8月16日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には、住基コードによる生存確認や入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	75,816
186	加給年金の誤り	確認・決定誤り	島根	出雲	1999年 10月頃	2016年 11月25日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	265,500
187			千葉	船橋	2007年 9月26日	2016年 3月28日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,364,950
188			埼玉	川越	2002年 10月10日	2017年 2月9日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	259,296
189			香川	高松東	2004年 6月9日	2017年 2月23日	●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	132,634
190			香川	高松東	1999年 8月26日	2017年 2月23日		1名	未払い	906,859

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
191	加給年金の誤り	確認・決定誤り	香川	高松東	1997年 5月15日	2017年 2月23日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	324,120
192			神奈川	港北	2002年 11月6日	2017年 3月3日		1名	未払い	30,667
193			香川	高松東	1995年 9月7日	2017年 2月6日		1名	未払い	50,601
194			富山	魚津	1997年 4月17日	2016年 9月14日		1名	未払い	237,691
195			愛知	瀬戸	2005年 11月9日	2017年 2月15日		1名	未払い	453,779
196			東京	武蔵野	1993年 11月20日	2016年 1月28日		1名	未払い	754,236
197	再裁定の誤り	確認・決定誤り	埼玉	春日部	2006年 10月2日	2017年 1月11日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、国民年金保険料の免除決定を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,218
198			福島	会津若松	2007年 4月17日	2017年 5月29日		1名	未払い	34,840
199			福岡	西福岡	2007年 12月頃	2017年 3月6日		1名	未払い	3,552
200			京都	中京	2008年 1月頃	2017年 2月16日		1名	未払い	9,978
201			埼玉	熊谷	2007年 3月27日	2017年 1月11日		1名	未払い	3,447
202			奈良	桜井	2014年 12月25日	2017年 6月21日		1名	未払い	17,299
203			山梨	大月	2008年 7月15日	2017年 1月24日		1名	未払い	6,598
204			広島	呉	1995年 6月頃	2016年 3月4日	○未支給年金請求時の記録確認により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,707,776

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
205	再裁定の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横浜西	2002年 2月23日	2017年 1月30日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の判明に伴い老齢年金と遺族年金の再裁定を行うべきところ、遺族年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	732,266
206			大阪府	市岡	2008年 11月28日	2016年 4月6日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の判明に伴い受給権発生年月日の訂正を行うべきところ、受給権発生年月日の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行いお客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	137,969
207			兵庫県	尼崎	2009年 4月23日	2014年 3月11日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定後の厚生年金基金の代行返上による記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	79,393
208			大阪府	枚方	2002年 12月24日	2016年 2月26日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の決定時に障害年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から障害年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	703,818
209			岩手県	花巻	2009年 7月頃	2017年 3月8日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	27,232
210			徳島県	徳島北	2006年 4月4日	2017年 4月14日	●担当部署において、国民年金保険料の免除決定を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,100
211			青森県	弘前	2010年 8月31日	2017年 3月27日		1名	未払い	41,679
212			青森県	弘前	2010年 8月31日	2017年 3月27日		1名	未払い	43,630
213			三重県	津	2005年 12月16日	2017年 1月16日		1名	未払い	3,358
214			神奈川県	高津	2006年 7月14日	2017年 1月26日		1名	未払い	41,867
215			三重県	四日市	2007年 1月25日	2017年 1月11日		1名	未払い	43,400
216			埼玉県	春日部	2007年 1月8日	2017年 1月11日		1名	未払い	1,111

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
217	再裁定の誤り	確認・決定誤り	東京	江戸川	2008年 4月23日	2017年 1月11日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、国民年金保険料の免除決定を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,602
218			和歌山	和歌山西	2009年 3月頃	2016年 11月7日	○年金相談時の記録確認により、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、国民年金保険料の免除決定を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,795
219			青森	青森	1982年 8月頃	2015年 12月24日	○機構本部から連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の老齢年金の決定時に先発の旧厚生年金保険法の通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から先発の通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	107,532
220			山梨	甲府	1999年 11月22日	2016年 3月25日	○機構本部から連絡があり、年金記録の訂正に伴い老齢年金の再裁定を行うべきところ、再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	77,574
221			千葉	船橋	2007年 8月17日	2017年 2月10日	○機構本部から連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	100,737
222			高知	南国	1995年 8月11日	2016年 9月12日	○未支給年金請求時の記録確認により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	543,890
223			三重	津	1978年 10月19日	2016年 2月8日	○機構本部から連絡があり、遺族年金の決定時に配偶者が受給していた老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の決定を行う際は、配偶者が受給していた老齢年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,887

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
224	再裁定の誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2010年 11月11日	2015年 11月24日	○年金事務所から連絡があり、遺族年金の決定時に老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,191,196
225			埼玉	川越	1986年 1月9日	2016年 2月10日	○機構本部から連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の老齢年金の決定時に先発の旧厚生年金保険法の通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から先発の通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,005,637
226			千葉	松戸	1981年 9月20日	2015年 7月22日	○機構本部から連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の老齢年金の決定時に先発の旧厚生年金保険法の通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、旧令共済組合記録の確認不足から先発の通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	69,428
227	支給停止基準額の変更に伴う年金の支払額の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	1986年 4月1日	2016年 2月4日	○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	6,924
228			千葉	松戸	1980年 7月頃	2015年 9月28日	●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	2,623,630
229	年金選択の誤り	確認・決定誤り	大阪	淀川	2015年 8月24日	2016年 11月16日	○お客様から問合せがあり、労災給付の支給状況の確認不足から労災給付を受給していることを考慮しないで年金の選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、労災給付を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	24,655
230			広島	呉	2001年 12月頃	2016年 1月20日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金と遺族共済年金を併せて受給できるにもかかわらず、選択処理を誤り、老齢基礎年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	12,025,951
231			本部	障害年金センター	2017年 2月13日	2017年 6月12日	○年金事務所から連絡があり、障害年金決定後に処理すべきであった年金選択申出書等について、確認不足から処理済の障害年金請求書とともに保管していたことから処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	458,289

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
232	年金選択の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	厚木	1989年 10月2日	2017年 1月27日	○機構本部から連絡があり、老齢基礎年金と遺族厚生年金を併せて受給できるにもかかわらず、選択処理を誤り、老齢基礎年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,928,990
233			本部	中央年金 センター	2014年 4月11日	2017年 6月23日	○機構本部から連絡があり、年金受給状況の確認不足から年金受給選択申出書の処理時に本来支給停止すべき遺族厚生年金の支給停止処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の選択申出書の記載内容の確認について徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,139,092
234			茨城	事務センター	2015年 4月15日	2015年 10月13日	○機構本部から連絡があり、旧法障害年金と遺族厚生年金を併せて受給できるにもかかわらず、選択処理を誤り、旧法障害年金の支給を保留していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	988,133
235			茨城	事務センター	2015年 8月6日	2015年 9月7日	○機構本部から連絡があり、老齢厚生年金の決定時に確認不足から申出内容と相違する年金選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	15,166
236			福岡	直方	1994年 8月頃	2017年 4月21日	○共済組合から連絡があり、短期要件の遺族共済年金と遺族厚生年金は併給できないため、年金選択の処理を行うべきところ確認不足から年金選択の処理を行っていなかったため、遺族厚生年金が支給停止されいなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,165,230
237			千葉県	事務センター	2010年 1月14日	2017年 1月17日	○担当部署において確認したところ、老齢基礎年金と遺族厚生年金を併せて受給できるにもかかわらず、処理を誤ったことにより遺族厚生年金の支給が保留となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	325,952

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
238	年金選択の誤り	確認・決定誤り	茨城	下館	1993年 5月20日	2015年 12月7日	○担当部署において確認したところ、遺族基礎年金、遺族共済年金及び老齢基礎年金の受給権がある場合は、遺族共済年金を受給した上で遺族基礎年金と老齢基礎年金のどちらか一方の年金を受給すべきところ、選択処理を誤ったことから、遺族基礎年金及び老齢基礎年金の両方を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	10,199,376
239		説明誤り	大阪	淀川	2014年 10月1日	2016年 10月18日	○他の年金事務所から連絡があり、傷病手当金の支給状況の確認不足から傷病手当金を受給していることを考慮しないで障害厚生年金の選択について説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に年金の選択方法のご意向を確認した上で訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、傷病手当金を受給している場合の障害厚生年金の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,708
240			愛媛	宇和島	2012年 6月26日	2017年 9月8日	○お客様から問合せがあり、障害厚生年金3級を受給している方は、65歳以降は老齢基礎年金及び老齢厚生年金と併給できないにもかかわらず、誤って併給できると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
241	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2017年 3月21日	2017年 7月7日	○お客様から問合せがあり、提出のあった未支給年金請求書について確認不足から誤って処理済としたため、未支給年金の処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	7名	未払い	1,432,862
242			鹿児島	事務センター	2017年 4月25日	2017年 6月26日	○共済組合から連絡があり、他のお客様の基礎年金番号を記載したことに気づかないまま、共済組合へ未支給年金請求書を回付したために、共済組合が他のお客様の年金の支払を保留していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合において支払保留の解除を行いました。 ●担当部署において、未支給年金請求書受付時の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
243			茨城	事務センター	2017年 5月20日	2017年 8月15日	○共済組合から連絡があり、市町村において受付した未支給年金請求書に記載されている基礎年金番号が他のお客様のものであったために、支払保留の処理を行ったところ他のお客様の年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市町村に対し、未支給年金請求書受付時の記載内容の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	77,388
244	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	神奈川	高津	2017年 4月4日	2017年 6月5日	○お客様から問合せがあり、提出のあった年金受給権者受取機関変更届について確認不足から誤って処理済としたため、受取口座変更の処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	179,028

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
245	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2015年 11月16日	2015年 12月17日	○機構本部から連絡があり、年金受給権者受取機関変更届の処理時に振込口座の名義人のフリガナの確認を誤ったことから、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査の際に振込口座の名義人の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	427,961
246		入力誤り	兵庫	事務センター	2017年 6月29日	2017年 8月8日	○金融機関から連絡があり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	173,081
247			大阪	大阪広域事務センター	2017年 6月22日	2017年 8月8日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の処理時に委託業者が口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	118,298
248			兵庫	事務センター	2017年 7月5日	2017年 8月16日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の処理時に委託業者が口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	6,317
249			加給年金の説明誤り	説明誤り	熊本	熊本東	2016年 12月26日	2017年 1月16日	○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に委託社会保険労務士が加給年金の加算要件の確認不足から、加給年金の加算対象者とならないにもかかわらず、加算されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名
250	振替加算の説明誤り	説明誤り	千葉	松戸	2017年 4月20日	2017年 4月24日	○お客様から問合せがあり、加給年金の支給状況の確認不足から、加給年金額支給停止事由該当届の提出を案内する際に、過払いが生じていないにもかかわらず過払いの返納をお知らせする文書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
251			鹿児島	鹿児島北	2017年 7月12日	2017年 7月13日	○担当部署において確認したところ、加給年金の要件の確認不足から、委託社会保険労務士が加給年金の加算対象者とならないにもかかわらず、加算されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
252			奈良	桜井	2017年 7月28日	2017年 7月28日	○年金相談時の記録確認により、振替加算の要件の確認不足から、振替加算の加算対象者とならないにもかかわらず、加算されると委託社会保険労務士が誤って説明し本来必要のない添付書類の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
253	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	本部	基幹システム開発部	2016年 2月18日	2016年 2月25日	○担当部署において確認したところ、在職支給停止が行われる年金の年金額の計算時に補正の処理を誤ったため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●訂正処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認し、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金額の補正処理を行う時の確認を徹底するよう周知しました。	15名	その他	1,723,326

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
254	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	本部	基幹システム 開発部	2015年 11月19日	2015年 12月21日	○担当部署において確認したところ、在職支給停止が行われる年金の年金額の計算時に補正の処理を誤ったため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●訂正処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金額の補正処理を行う時の確認を徹底するよう周知しました。	8名	未払い	1,127,250
255			岐阜	高山	2016年 7月4日	2017年 8月9日	○お客様から問合せがあり、議員報酬の登録を誤ったことから、年金の在職支給停止が正しく行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、議員報酬の届出の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	111,807
256	年金の差止の誤り	確認・決定誤り	静岡	富士	2016年 7月13日	2016年 8月15日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足により、現況届が未提出となっていることから提出を案内すべきところ、提出の案内を漏らしたため、年金が差止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。差止の解除処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	280,301
257	年金の従前額保障の誤り	確認・決定誤り	本部	基幹システム 開発部	2016年 5月12日	2016年 5月24日	○担当部署において確認したところ、従前額保障の対象となる年金の年金額の計算時に補正の処理を誤ったため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●現在は自動的に年金額計算が行われますが、年金額の補正処理を行う時の確認を徹底するよう担当部署において周知しました。	1名	過払い	212,066
258	死亡一時金の誤り	説明誤り	埼玉	春日部	2010年 7月27日	2013年 10月16日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の年金記録の確認不足から、請求可能な死亡一時金の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。死亡一時金請求書を処理し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	170,000
259	特別障害給付金の誤り	説明誤り	青森	弘前	2012年 6月19日	2014年 10月6日	○お客様から問合せがあり、年金を受給している場合は受給する年金額に応じ特別障害給付金が支給停止されるにもかかわらず、併給されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、特別障害給付金の支給要件について再確認を行いました。	1名	なし	0
260	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	2008年 2月27日	2017年 6月9日	○担当部署において確認したところ、脱退手当金の支給済期間にもかかわらず、脱退手当金の支給済期間であることを登録していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、脱退手当金等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
261		説明誤り	岡山	岡山西	2017年 7月11日	2017年 7月28日	○担当部署において確認したところ、年金相談センターにおいて脱退手当金の受給要件を満たさないうちにもかかわらず、請求の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、脱退手当金の受給要件の再確認を行いました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
262	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	富山	魚津	1974年 3月1日	2017年 1月31日	○事務センターから連絡があり、障害年金の受給権発生日以降は法定免除となるため、国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い特別一時金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の支給を取消し、保険料納付済期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	368,700
263	年金給付関係書類の 説明誤り	説明誤り	神奈川	横須賀	2017年 4月25日	2017年 7月13日	○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に、委託社会保険労務士が老齢基礎年金額加算開始事由該当届を提出する際に必要となる添付書類の説明を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
264			神奈川	厚木	2017年 2月2日	2017年 6月21日	○お客様から問合せがあり、共済年金の請求については共済組合へ届出する必要があるにもかかわらず、届出が必要ないと誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、共済組合期間を有する方の届出の方法について再確認を行いました。	1名	なし	0
265			福岡	中福岡	2017年 7月3日	2017年 7月3日	○他の年金事務所から連絡があり、委託社会保険労務士が年金請求時に必要のない添付書類を提出するよう説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
266			山形	山形	2017年 1月4日	2017年 1月5日	○機構本部から連絡があり、年金請求時に必要な書類として住民票が必要にもかかわらず、委託社会保険労務士が説明を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
267			年金給付関係通知書 等の誤り	通知書等の作成 誤り	本部	障害年金 センター	2017年 6月13日	2017年 8月17日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金の不支給決定通知書を作成する際、事後重症に関する不支給決定通知書を作成すべきところ、障害認定日に関する不支給決定通知書を作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名
268	年金給付関係通知書 等の誤り	通知書等の作成 誤り	神奈川	事務センター	2017年 8月30日	2017年 9月1日	○お客様から問合せがあり、死亡一時金の支給決定通知書を作成する際、通知書に記載する支給額を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様から支給額に誤りのある通知書を回収し、正しい支給額を記載した通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	12名	なし	0
269			本部	基幹システム 開発部	2017年 1月20日	2017年 1月23日	○市町村から連絡があり、補正作業時の確認不足から源泉徴収票等が誤って作成されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、正しい源泉徴収票を送付しました。 ●担当部署において、補正作業時に源泉徴収票等の通知への影響の確認を徹底するよう周知しました。	3名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
270	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	基幹システム開発部	2016年10月7日	2016年12月1日	○担当部署において確認したところ、委託業者が振込通知書作成のためのデータを一部誤って作成したことから、失権または支給停止中のため今後の年金の支払いがないにもかかわらず支払予定額の欄に金額を記載した振込通知書を作成し送付していたことが判明しました。 ●お客様に文書でお詫びするとともに、正しい振込通知書を送付しました。 ●委託業者に対し、通知作成に関係するデータの作成の際のチェックを徹底するよう指導しました。	6名	なし	0
271	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	本部	中央年金センター	2016年10月6日	2016年10月14日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、脱退一時金請求書を他のお客様に誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。本来送付すべきお客様に脱退一時金請求書を送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
272			本部	中央年金センター	2017年1月頃	2017年2月20日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、委託業者が脱退一時金決定通知書を他のお客様に誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。本来送付すべきお客様に脱退一時金決定通知書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
273	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	福井	福井	2017年3月13日	2017年5月10日	○お客様から問合せがあり、年金相談における年金記録の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
274			大阪	市岡	2017年6月9日	2017年6月12日		2名	なし	0
275			北海道	函館	2017年7月5日	2017年7月6日		2名	なし	0
276			宮城	仙台南	2017年3月3日	2017年3月6日	○お客様から問合せがあり、年金相談における年金記録の確認不足により、委託社会保険労務士が他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受給権者原簿記録回答票を回収し、正しい受給権者原簿記録回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
277			神奈川	平塚	2017年8月16日	2017年8月28日	○お客様から問合せがあり、年金相談における年金記録の確認不足により、委託社会保険労務士が他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
278	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	埼玉	埼玉広域事務センター	2015年11月4日	2016年5月16日	○内部点検により、記録訂正に伴い再裁定の処理が必要なためお客様にご案内をすべきところ、案内を行っていなかったため、再裁定の処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正に伴う再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	86,328

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
279	年金給付関係書類の 管理誤り	受理後の書類管 理誤り	秋田	鷹巣	2014年 3月頃	2014年 7月3日	○内部点検により、再裁定報告書等が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	30,029
280			福岡	直方	2017年 6月2日	2017年 6月9日	○担当部署において確認したところ、加給年金額加算開始事由該当届が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
281			栃木	今市	2016年 12月1日	2017年 6月16日	○お客様から問合せがあり、障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	690,210
282			東京	品川	2016年 8月3日	2016年 8月8日	○担当部署において確認したところ、障害年金関係の届書に添付されていた診断書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

### システム事故等一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	年金振込通知書の年金支払額欄表示誤り	2016年 10月1日	2016年 12月1日	<p>○年金振込通知書のデータ編集方法に誤りがあり、全額停止等により次回以降の年金支払が発生しないにもかかわらず、次回以降の年金支払額を記載した年金振込通知書が作成・送付されていることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対し、お詫びの文書及び正しい年金振込通知書を送付しました。</p> <p>●年金振込通知書作成データの編集方法にかかる仕様についてシステム改修を実施しました。</p> <p>●今後は、システム開発における仕様の決定に際し、お客様への通知を含めた仕様の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	6名	なし	0
2	源泉徴収票の年金種別表示誤り	2017年 1月4日	2017年 1月24日	<p>○源泉徴収票の制度コードの登録に誤りがあり、旧法の共済年金受給者について、誤って新法の年金種別を記載した源泉徴収票が作成・送付されていることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対し、お詫びの文書及び正しい年金種別を記載した源泉徴収票を送付しました。</p> <p>●登録する制度コードについてシステム改修を実施しました。</p> <p>●今後は、システム開発における仕様の決定に際し、お客様への通知を含めた仕様の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	10名	なし	0
3	在職支給停止額の算出誤りによる年金額誤り	2015年 10月1日	2017年 9月4日	<p>○共済期間及び厚生期間がある方の老齢厚生年金の繰下裁定における繰下加算額の計算時に、高在老平均支給率を算出する際の在職支給停止額に誤りがあり、繰下加算額が正しく算出されていないことが判明しました。</p> <p>●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書を送付しました。</p> <p>●在職支給停止額計算の仕様について、システム改修を実施しました。</p> <p>●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	6名	未払い	5,362
4	年金請求書の送付漏れ	2017年 6月2日	2017年 9月7日	<p>○旧法老齢年金の受給権がある一部の方について、年金請求書が作成されなかったために年金請求書が送付されていないことが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対し、お詫びの文書を同封の上、年金請求書を作成し送付しました。</p> <p>●今後は、請求勧奨等の作成にあたって、対象者抽出の条件設定等の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	22名	なし	0